

憲法連絡会・緊急学習会

“共謀罪”とは何か？・その狙いとは

政府は、「テロ等組織犯罪準備罪」と名前をかえて、3度も廃案になった「共謀罪」を創設しようとしています。「共謀罪」は、犯罪を実行していないのに、計画や相談をするだけで罪になるというもので、思想や内心の自由を侵す憲法違反の法案です。

捜査の対象は「組織的犯罪集団」とされていますが、その定義はあいまいです。警察の恣意的判断で、捜査対象は一般市民にまで広げられ、その捜査のために、電話やメールの盗聴や盗撮が行われる恐れ（おそれ）があります。

戦前、治安維持法によって、労働組合や宗教者まで逮捕され、「戦争反対」の声が封じられ、モノ言えぬ戦争国家がつけられました。そんな歴史を繰り返してはなりません。「共謀罪」は「現代の治安維持法」です。今度も、廃案に追い込みましょう。

日時 2017年4月9日(日)
午後1時00分～2時30分

場所 日高教育会館 (御坊市湯川町財部254)

講師 金原 徹雄 (きんばら・てつお) 弁護士

<http://blog.livedoor.jp/wakaben6888/>

(共謀罪の問題をはじめ様々発信されています)



当日11時から、ろうきん前で
ストリートアピール
ぜひ、あわせてご参加下さい!
(雨天中止)



憲法9条を守り・いかす日高連絡会

(憲法9条を守る御坊・日高共同センターと日高地方の9条の会との連絡会)

連絡先: 日高教育会館 御坊市湯川町財部254 TEL0738-22-0199